

1 配偶者居住権

創設 事件

(1) 配偶者居住権の設定時の相続税の計算

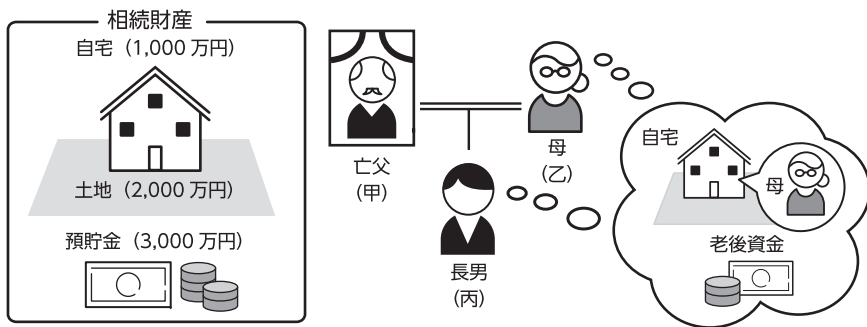
父親の遺産相続に際し、配偶者居住権を設定すれば、親子が法定相続分で相続しても、母は預貯金を確保しながら引き続き自宅に住むことができ、節税にもつながる。

改正の内容

▶ 新設（令和元年度税制改正、令和2年4月1日以降開始相続から施行）

配偶者が、相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになったことに伴い、配偶者居住権の相法上の評価方法を制定した。

適用場面



父（甲）は、令和2年12月31日、亡くなった。相続人は、母（乙）（80歳）と長男（丙）（45歳）である。遺産は自宅（土地建物（木造））（建物1,000万円、土地2,000万円）と預貯金（3,000万円）である（以上、相続税評価額とする）。長男（丙）には、妻子があるが、父母から独立し、自宅を持っており、父（甲）の住んでいた自宅には当面住みたいとは思っていない。母（乙）と長男（丙）とも、母（乙）が自宅に住み続け、また、法定相続分に

4 事業承継

節税 事件

中小企業の後継者が、先代経営者から事業承継を行うに際し、知事による承継計画の確認並びに自社株式の贈与又は相続の認定等、一定の手続を経ることで、贈与税又は相続税が猶予される。

改正の内容

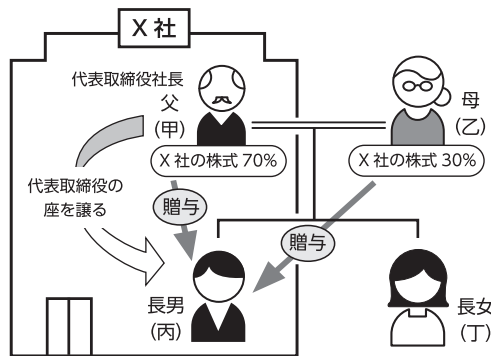
▶ 拡充（平成30年度税制改正 平成30年7月9日施行）

従来から存在する制度（以下、「一般承継制度」という）（平成21年度税制改正）は、一部の納税猶予であるのに対し、本制度（以下、「特例承継制度」という）は、一般承継制度の要件を緩和し、かつ、納税猶予の額を全額まで拡充するものである。

▶ 拡充（令和4年度税制改正 令和4年4月1日施行）

新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する。

適用場面



父（甲）は、製造業を営む非上場株式会社（X社）の創業者かつ代表取締役であり、X社の発行済株式1,000株のうち70%を保有している。また、父

(1) 適格請求書等保存方式による消費税制

令和5年10月から施行されるインボイス制度では、原則として令和5年3月31日までに消費税の事業者登録を行う必要がある。また、事業者登録を受けた事業者が発行した適式の請求書等がなければ、消費税の仕入税額控除ができなくなる。

改正の内容

▶ 見直し（平成28年度税制改正、令和5年10月1日施行）

消費税の複数税率への対応と、取引の透明化による消費税の適正な申告納税を実現するため、仕入税額控除に関するルールを、区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式（以下、「インボイス方式（又は制度）」という）に移行する。

適用場面

弁護士（甲）は、年間売上高が3,000万円の個人事業主である。昨今の報道で、令和5年10月より消費税がインボイス制度に移行すると聞き、当事務所でもインボイス制度への移行に向けた準備を行う必要があると感じているが、具体的にどのような準備をすればよいか検討をしている。なお、弁護士（甲）は消費税の課税事業者であり、現在、本則課税方式により消費税の申告を行っている。

令和5年10月より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて、インボイス制度が開始する。インボイス制度の開始に先立って、現在課税事業者である事業者は、原則として令和5年3月31日までに、納税地の所轄税務署長に対し適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。なお、登録を受けた事業者へは、税務署より登録番号が通知されるとともに、国税庁ホームページ上で登録番号、氏名又は名称、登録年月日、本店又は主たる事務所の所在地が公表される。

インボイス制度の下では、自己が発行する請求書等には、この通知を受けた登